

平成28年度供給計画の取りまとめに向けた 対応について

平成27年9月29日

電力広域的運営推進機関

前回評議員会における御指摘とその後の対応

<これまでの経緯>

- 震災以降、平成27年度供給計画まで、原子力の再稼働状況を見通せないことから、一般電気事業者より、供給力の見通しが「未定」として提出されている。
- 広域機関が実施した平成27年度供給計画の取りまとめにおいて、供給力の見通しが「未定」であることから、「需給バランス評価を行うことができない」としたことに対し、前回評議員会で、需給バランスの評価等を行えない状況は望ましくないとのご意見を多数頂いた。
- これを受け、理事長見解として「当機関が独自に行う調査等により短期・長期の観点から需給状況の動向把握に努め、適正な供給力確保に向けて取り組む」ことを公表したところ。

<本日御報告させていただきたい論点>

- 1. 需給バランス評価に向けた取り組み状況
- 2. 供給計画の記載と連系線利用ルールの考え方

評議員会等において、広域機関が平成27年度供給計画の取りまとめにおいて需給バランス評価を行うことができないとしたことに対し、以下のようなご意見を頂いた。

【第2回評議員会(H27.6.23)における供給計画に関するご意見(抜粋)】

村上評議員

広域機関の仕事をやっていく上で将来の重要な項目に対し予測を立てるのが極めて大事。

松村評議員

広域機関が本来果たすべき、ルールに定められた役割を果たしていない。不確実性は確実に減ってきたこともあり、広域機関が始まった最初の年に、供給計画を全く出さないで10年分全部空欄にして出すのはやむを得ないなどと判断するのは余りに無責任。

供給計画も出さないような事業者に、長期の送電容量を先着優先の特権として認め続けていいのだろうか。

林田評議員

国民が見たときに、期待していた役割を果たしている機関ではないのか、と非常にがっかりすると思う。

夏目評議員

消費者からも注目されている組織がスタートしたという中で、もっと積極的な姿勢をぜひお見せ頂きたかった。

鈴木評議員

不確実性というのがあるのを考慮しつつ、どの程度の将来の見通しを知っておくことが必要なのかということをもう一度考え直してもいいのではないか。

平成27年6月30日
電力広域的運営推進機関
理事長 金本 良嗣

平成27年度供給計画の取りまとめについて

当機関は、電気事業法第29条に基づき電気事業者が国に届け出た平成27年度供給計画について、同法及び業務規程第26条に基づきこれを取りまとめ、経済産業大臣に送付いたしました。

一般電気事業者及び卸電気事業者が届け出た供給計画においては、原子力発電の稼働状況が見通せない等の理由により、供給力が「未定」と記載されており、取りまとめ事項のうち需給バランス評価等を行えませんでした。

当機関の第2回評議員会(平成27年6月23日開催)において、平成27年度供給計画の取りまとめについて審議した際に、このように需給バランス評価等を行えないという状況は望ましくないとの意見が多数ありました。

このような状況ではありますが、当機関は、業務規程に基づく全国及び供給区域の供給力の確保状況の評価などを確実に継続していくとともに、当機関が独自に行う調査等により短期・長期の観点から需給状況の動向把握に努めることで、適正な供給力の確保に向けて取り組んでまいります。

以上

なお、前回評議員会後に、野間口議長より、平成28年度の供給計画において、電力事業者からの供給力が未定となり、需給バランス評価ができない事態とならないよう、当機関としての取り組み方針を検討し、第3回評議員会で報告するよう依頼があった。

1. 需給バランス評価に向けた取り組み状況

- 業務規程第26条により、広域機関は供給計画の取りまとめの中で需給バランス評価を行う、となっているため、短期・長期に関係なく、供給力「未定」は解消していくべきものとする。
- 広域機関として、供給力が不足する見通しとなった場合には、必要な対策を検討する必要があるなど、日本全国の需給見通しの検討が重要となり、供給力「未定」であっても需給バランス評価を行うことは必須となる。
- このため、広域機関としては、来年度の供給計画において、万一、供給力が「未定」となった場合であっても、独自の調査及び何らかの仮定を置くことにより、需給バランス評価を実施し、公表していくこととしたい。
- 本機関としては、いずれにしても、需給バランス評価を実施することが必要であるが、まずは、来年度の供給計画の取りまとめの中で行うために、電気事業者から届け出られる供給計画における供給力を「未定」とすることを認めず、複数シナリオを提出することを含め、何らかの数値を記載の上、提出を求めることについて、経済産業省と事務的に議論しているところ。また、需給バランス評価の実施にあたっては、猛暑H1の想定を追加することを併せて議論しているところ。
- 供給力「未定」の解決に向けては、供給計画においては、供給力として確実なものを見込むとしてきたこととの関係や、再稼働想定を見込んだ場合には、規制庁の審査に予断を与えることや、電気料金改定との関係などの論点があることに留意が必要である。
- 引き続き、経済産業省と調整を続けていくこととしたい。

<現行の連系線利用ルール>

- 現行では、先着優先と空押さえ禁止を基本としたルール。
- 特に、空押さえについては、本機関が、連系線の利用計画と利用実績を照合し、乖離が大きいと判断した場合、その当該利用計画を有する利用者に対し、利用計画の変更経緯や契約書等の確認を行なうことにより、その利用計画の妥当性を審査している。

<供給計画上「未定」とされる案件に対する現行の連系線利用ルールの考え方>

- 供給計画は、電気事業法第29条に基づき、電気事業者が、広域機関を経由して、経済産業大臣に対して届出を行う仕組み。現状では、将来の確実な供給力を保守的に評価する観点から、確実に供給力として見込めるもののみを記載する運用がなされている。
- 他方、本機関では、再エネと火力・蓄電池を組合わせた利用計画や、供給先未定の発電事業者の連系線の利用計画等、供給計画とは異なる場合であっても連系線の利用登録を認めるなど、効率的な利用促進と、利用者の利便性にも配慮した連系線運用を行ってきているところ。
- このように、供給計画の計上と連系線の利用計画の登録とでは、必ずしも一対一対応することを求めていることもあり、現時点でその取扱いを変更することは考えていない。
- なお、原子力に係る連系線の利用計画では、長期的には稼働する予定で利用登録されているものであっても、空押さえ防止の観点から足下2年間について「0」とされており、このような利用登録の在り方自体は、現行ルールのもとでは、一概に不適切であると言えるものではない。

<今後の検討課題>

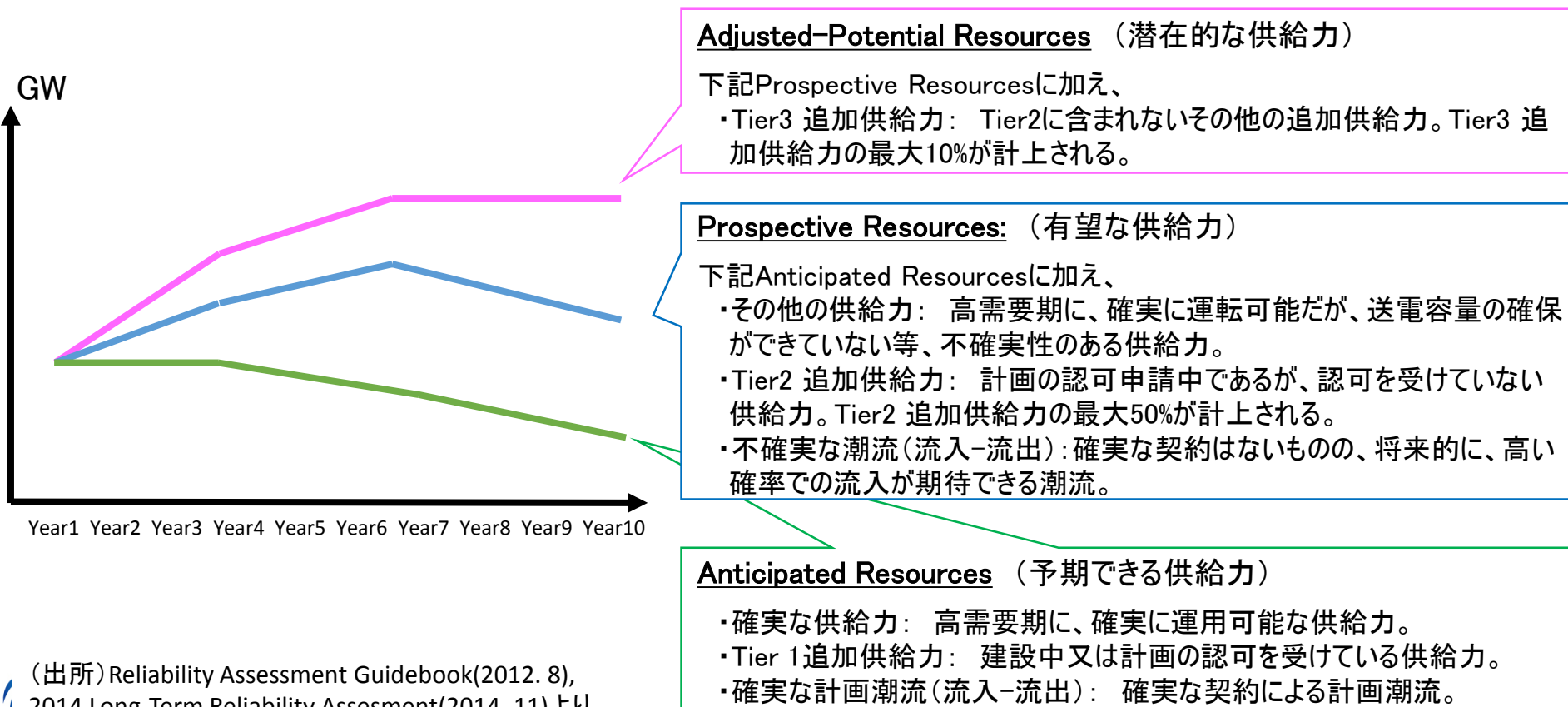
- 連系線利用ルールの在り方については、総合資源エネルギー調査会電力システム改革小委員会制度設計WGからも御指摘を頂いているところ。
- 諸外国の事例も踏まえつつ、新たな連系線利用ルールを導入することが可能かどうか、研究を進めていくこととしたい。

以下参考

○米国NERC(North American Electric Reliability Corporation)は、2005年エネルギー政策法(Energy Policy Act)にしたがい、毎年、10年間の供給信頼度評価を実施。

○NERCでは、供給力評価に当たり、階層的なアプローチ(Layered approach)を採用している。

NERCにおける供給力評価イメージ

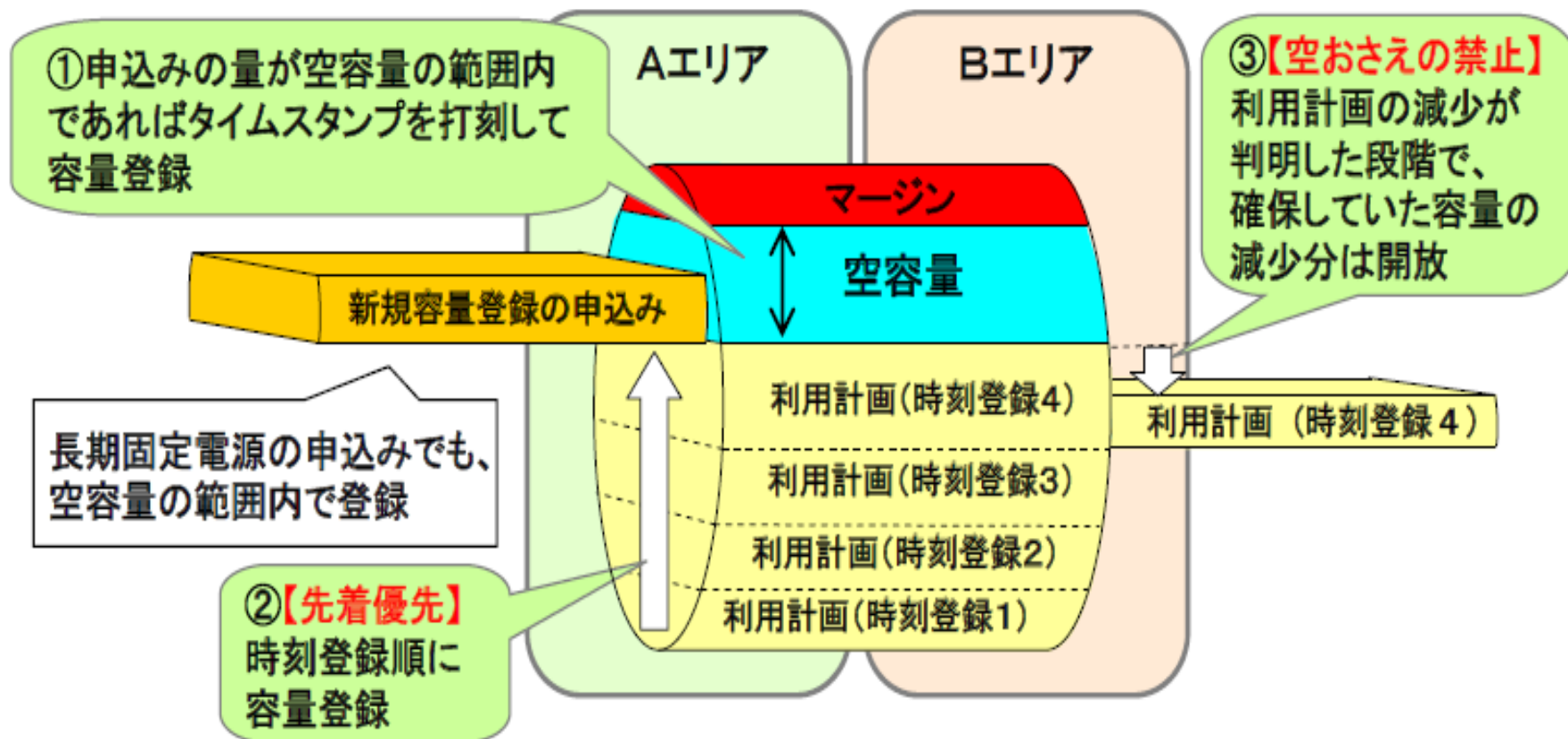


◆ 連系線を利用する場合の原則

公平性・透明性の観点から、

① 登録時刻が先であるものを連系線の利用順位の上位とする「**先着優先**」

② 他事業者の連系線利用を阻害しないよう「**空おさえの禁止**」



(参考)連系線を利用する場合の原則

- ◆ 空おさえの禁止の原則に従い、
蓋然性の高い(確実性の高い)計画に基づいた利用が前提



- ◆ 自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を
 送電する場合(送配電等業務指針第174条第3項)

以下の方法により、蓋然性の高い計画を作成の上、連系線を利用

- ① 電力貯蔵装置又は他の電源との併用



- ② 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価
 ③ 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定
 ④ その他の連系線利用者等が蓋然性の高い希望計画の
 提出等を行なうための行為

- ◆ 制度設計WGの議論を踏まえた連系線利用の拡大。
- ◆ これまでは小売事業者のみが連系線を利用できたが、多様な供給力を活用していくという電力システム改革の考え方から、長期計画に限り、発電設備を保有する者も連系線利用(容量確保)を行うことができるようになった。

供給先未定の発電事業者の連系線利用



◆ 利用条件

①計画書等の提出

- (a) 供給計画、または
- (b) 経済産業省令に準じた計画書等(供給計画の提出を義務付けられていない発電事業者の場合)

※発電事業者に供給計画の提出が義務付けられていない今年度については、経済産業省令に定める供給計画様式に準じる計画書にて審査を実施している。


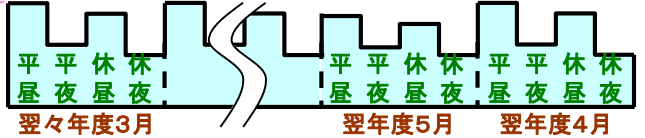
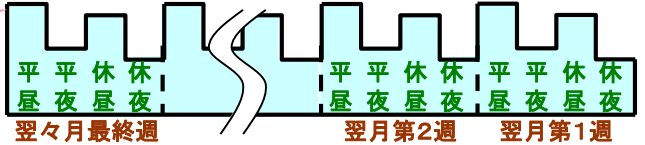
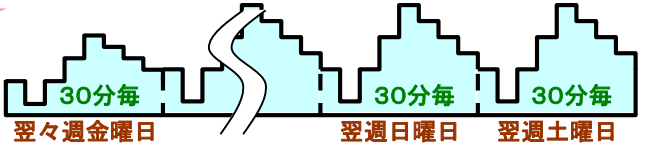

②利用計画の承継

年間計画提出時点(2年前)までに小売事業者に利用計画を継承

※年間計画提出時点(2年前)までに小売供給先が確定しない分については、利用計画を変更いただくことで空押さえを防止。

(参考) 連系線利用計画の策定断面

◆ 長期から受給当日へ近づくにつれて、**断面を細分化した利用計画に更新**

対象期間	策定断面	
長期計画 (第3～第10年度)	各年度の 最大時kW	
年間計画 (翌年～翌々年度)	各月の平休日別の 昼間帯、夜間帯別※) の最大時kW	細分化 
月間計画 (翌月～翌々月)	各週の平休日別の 昼間帯、夜間帯別 の最大時kW	細分化 
週間計画 (翌週～翌々週)	日別の30分毎 のkWh	細分化 
翌日計画	翌日の30分毎 のkWh	
受給当日		

※) 昼間帯: 8～22時 夜間帯: 0～8時及び22～24時